

国内旅行総合保険のあらまし

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害 〔基本契約〕	死亡保険金 旅行行程 ^(中) 中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ^(※) 「旅行行程」とは、申込書記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。以下このパンフレットにおいて、同様とします。	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額	■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産、早産または流産 ■外科的手術その他の医療処置 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ■地震、噴火またはこれらによる津波 ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ■ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故(あらかじめ割増保険料をお支払いいただいたときは、お支払いの対象となります。)
	後遺障害保険金 旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	■航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。) ■自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。) ^(※1) の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下このパンフレットにおいて、同様とします。
	入院保険金 (入院1日目から補償)	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合 入院保険金の額 = 入院保険金日額 × 入院日数(事故の発生の日から180日以内)	■ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故(あらかじめ割増保険料をお支払いいただいたときは、お支払いの対象となります。)
	手術保険金 旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内のケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。	手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 10(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 5(倍)	■自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。) ^(※1) の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下このパンフレットにおいて、同様とします。
	通院保険金 (通院1日目から補償)	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合 (注)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含まれません。	事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額 = 通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。
賠償責任 (特約)	旅行行程中に日本国内において発生した偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたとき等による、法律上の損害賠償責任を負った場合 (注)被保険者が未成年者または責任無能力者の場合で、その未成年者または責任無能力者の行為により、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎりません)が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。	損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 (注)日本国内において発生した賠償責任補償特約のお支払対象となる事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。 ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合 ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など	■故意 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ■地震、噴火またはこれらによる津波 ■被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ■被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ■被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任(ホテル・旅館等の宿泊施設の客室に与えた損害は除きます。) ■被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ■被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ■航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両 ^(※) 、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など (※)次の①または②のいずれかに該当するものを除きます。 ①原動力がもっぱら人力であるもの ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への損害賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。)
携行品損害 (特約)	旅行行程中に日本国内において発生した偶然な事故により携行品 ^(※) に損害が生じた場合 (※)「携行品」とは、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品をいいます。 (注)次のものは保険の対象となりません。 有価証券、印紙、切手、預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、稿本、設計書、船舶(ヨット、モーターボート等を含みます。)、自動車、原動機付自転車、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山等危険なスポーツをしている間のそのスポーツのための用具 など	被害物の時価 ^(※) を基準に算出した損害額から自己負担額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な金額から使用や経過年月による消耗を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方をお支払いします。以下このパンフレットにおいて、同様とします。 (注)1個、1組または1対のものについては各10万円を、現金、乗車券、宿泊券等については合計して5万円を損害額の限度とします。	■故意または重大な過失 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ■地震、噴火またはこれらによる津波 ■欠陥 ■自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ■機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ■偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ■置き忘れまたは紛失 など
救援者費用 (特約)	旅行行程中に以下①から④までのいずれかに該当した場合 ①被保険者が搭乗している航空機、船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが公的機関により確認された場合 ③急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院をされた場合 ④被保険者がピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、中に遭難した場合(別途、割増保険料が必要となります。ただし、割増保険料の有無にかかわらず、山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。))中の遭難の際に支出した捜索救助費用は保険金お支払いの対象となりません。	以下①から⑤までの費用のうち、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度とします。 <お支払対象となる費用> ①遭難した被保険者を捜索する活動に要した捜索救助費用。 ②救援者 ^(※) の現地までの航空機等の1往復分の運賃(救援者2名分を限度とします。) ③現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊料(救援者2名分を限度とし、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。) ④被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用、治療を継続中の被保険者を現地から病院等へ移転するための費用。ただし、被保険者が私戻しを受けた帰国のための運賃または負担することを予定していた運賃は差し引いてお支払いします。 ⑤救援者または被保険者が現地へ支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(3万円を限度とします。) (※)「救援者」とは、現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。))をいいます。	■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転による事故 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産または流産 ■外科的手術その他の医療処置 ■地震、噴火またはこれらによる津波 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー搭乗、スカイダイビング等危険な運動をしている間の事故(あらかじめ割増保険料をお支払いいただいたときは、お支払いの対象となります。)

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
留守宅 家財盗難 (特約)	旅行行程中に留守宅(申込書記載の住宅をいいます。)内に収容されている家財が盗難にあった場合 (注1) 次のものは保険の対象となりません。 株券、クレジットカード、預貯金証書、船舶、自動車、原動機付自転車、動物、植物 など (注2) 次のものは申込書に明記されていない場合は、保険の対象となりません。 貴金属、宝玉、宝石、書画、骨とう、その他の美術品、稿本、帳簿 など	時価を基準に算出した損害額から自己負担額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、保険金額を限度とします。また、1個、1組または1対のものについては各10万円を、通貨および小切手については合計して5万円を損害額の限度とします。	<ul style="list-style-type: none"> 故意または重大な過失 ご契約者および被保険者の親族、使用人等が行ったあるいは荷担した盗難 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)の際における盗難 地震、噴火またはこれらによる津波、風災、水災、雪害その他の天災の際における盗難 火災または破裂・爆発の際における盗難 家財が屋外にある間に生じた盗難 旅行終了後60日以内に関することができなかった盗難

「急激」とは 突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」とは 「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

「外来」とは ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

(注1) すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(注2) ケガには身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます(細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます)。

(注3) 次のような場合は割増保険料が必要となりますので、お申し出ください。あらかじめ所定の保険料をお支払いになっていない場合、保険金が減額されたり、お受け取りにできないことがあります。

旅行先で危険なスポーツ(たとえば、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハングライダー-搭乗、スカイダイビング等)をされる場合

(注4) 傷害保険(基本契約)の保険金は、政府労災保険・健康保険・加害者からの賠償金等とは関係なくお受け取りになります。

ご契約時における注意事項

<p>●商品の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内旅行総合保険は傷害保険普通保険約款に「国内旅行傷害保険特約」をセットしたものです。 保険期間は「旅行行程」に合わせて設定してください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前、旅行行程開始前または旅行行程終了後に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いしません。 	<p>●保険料について</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一時払となります。 最低保険料は500円です。ただし、ご契約内容によって異なる場合があります。 保険料をお支払いの際は、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することによりさせていただきますので、お確かめください。 保険料を領収する前に発生した事故によるケガ・損害については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。 									
<p>●申込書のご記入にあたっての注意点(告知義務等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。 ご契約者または被保険者になる方には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。 (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 <p>この保険における告知事項は、「★他の保険契約等^(※)の加入状況」です。</p> <p>(※)「他の保険契約等」とは、国内旅行傷害保険、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。 告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。 	<p>●ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> 損保ジャパンは、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正なお支払いを確保するため、保険契約や保険金請求に関する事項を一般社団法人日本損害保険協会へ登録します。 損害保険会社等の間では、登録情報により、保険契約や保険金請求の状況について確認を行い、保険契約の存続または保険金のお支払いの参考とします。 									
<p>●死亡保険金受取人の指定について</p> <p>死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。また、企業等を死亡保険金受取人とする場合は、被保険者となる方に、この保険の加入についてご家族に対し説明していただくようお願いいたします。</p>	<p>●補償重複について</p> <ul style="list-style-type: none"> 補償内容が同様のご契約^(※)が他にある場合は、補償が重複することがあります。 補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください。 <p>(※) 国内旅行傷害保険以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。</p> <p><補償重複となる可能性がある主な補償・特約></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>今回ご契約いただく補償</th> <th>補償の重複が生じる他のご契約の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>国内旅行傷害保険の賠償責任補償特約</td> <td>自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>国内旅行傷害保険の携行品損害補償特約</td> <td>火災保険の携行品損害特約</td> </tr> </tbody> </table>		今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例	①	国内旅行傷害保険の賠償責任補償特約	自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約	②	国内旅行傷害保険の携行品損害補償特約	火災保険の携行品損害特約
	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例								
①	国内旅行傷害保険の賠償責任補償特約	自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約								
②	国内旅行傷害保険の携行品損害補償特約	火災保険の携行品損害特約								

ご契約後における注意事項

<p>●保険証券</p> <p>保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約締結後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。</p>	<p>は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。</p>
<p>●契約締結後における留意事項</p> <p>(1) 住所または通知先を変更された場合 保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。</p> <p>(2) ご契約内容の変更を希望される場合 ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。また、ご契約内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。</p> <p>(3) 重大事由による解除等 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などに</p>	<p>●被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について</p> <p>被保険者をご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎり)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。</p>
	<p>●解約と解約返れい金</p> <p>ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。ご契約内容によっては解約返れい金がないこともあります。</p>

その他の注意事項

<p>●保険会社破綻時の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。 この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。 	<p>に保険契約上の責任を負います。</p>
<p>●複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合</p> <p>複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個</p>	<p>●個人情報の取扱いについて</p> <p>損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。</p> <p>個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。ご質問は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。</p>

<用語のご説明> ここでは、ご契約するときにご存知の基本的用語を解説します。

契約者(保険契約者)	保険会社に保険契約の申込みをする方をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになります。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更になることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を行わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被保険者	保険の対象となる方をいいます。
保険金	被保険者が所定のお支払事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする金銭のことです。
保険金額・保険金日額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いする事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことです。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

万一、事故にあわれたら

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払いの対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 賠償責任補償特約をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

示談交渉サービスについて

賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した賠償責任補償特約のお支払対象となる事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合には示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

事故サポートセンター ◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 24時間365日 **0120-727-110**

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 「そんぽADRセンター」 ◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日:午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

 **0570-022808** (通話料有料)

商品に関するお問い合わせ

【受付時間】 平日:午前9時～午後8時 土日祝日:午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

カスタマーセンター **0120-888-089** ◆おかけ間違いにご注意ください。

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

お客さま向けインターネットサービス

☺ 損保ジャパンマイページ こんな便利な機能をお使いいただけます。

◆いつでもインターネットで、お客さまの見たいときにご契約内容や事故対応状況をご覧ください。

◆お引越しのときなどに、まとめて簡単に住所・電話番号の変更手続きをいただけます。

◆お取引のある代理店へ、保険のお見積もりやご加入相談をいただけます。



マイページについて詳しくは

損保ジャパン マイページ

検索

(注)マイページは、個人のお客さま専用のサービスです。また、マイページの各種機能は、ご契約の内容によっては対象外の場合があります。マイページについては損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/mypage/>)をご覧ください。

★このパンフレットは「国内旅行総合保険(国内旅行傷害保険特約セット傷害保険)」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約集」「重要事項等説明書」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

★ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご契約の際には、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

★取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

お問い合わせ先



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

高知県 高知市本町3丁目3-39
株式会社 高知新聞企業 (高知新聞観光)
登録番号 T2490001001013
TEL 088-825-4334 FAX 088-825-3068